

図解で分かる！ 融資先に行いたい 28年度税制改正 アドバイス

執筆●佐藤正明 (税理士 社会保険労務士)

昨年末、与党は「平成28年度税制改正大綱」を公表しました。消費税10%増税時の軽減税率導入に世間の注目は集まりましたが、合わせて企業経営にも影響する改正がいくつか盛り込まれています。
そこで本特別企画では、企業にとって重要となる改正を挙げて、そのポイントを図解を使ってやさしく紹介します。ぜひ融資先へのアドバイスに役立ててください。



① 平成28年度税制改正大綱の 主な内容・特徴を押さえてよう



平

成28年度税制改正大綱では、消費税10%への引上げ時期(平成29年4月1日)に合わせ、消費税の軽減税率制度の導入が決まったことが大きく取り上げられました。これと合わせて、大綱では、アベノミクスの第2ステージとして経済の好循環を拡大させるため、「法人税改革の推進」も1つの柱としています。

●課税ベースを拡大

その一方で外形標準課税の拡大、建物附属設備や構築物の償却方法を「定額法」に統一する減価償却の見直し、生産性向上設備投資促進税制の期限どおりの廃止な

ど、課税ベースが拡大する改正も盛り込まれました。

「外形標準課税」とは、資本金等および付加価値(支払給与額や支払利息等)、所得金額など、外観から客観的に判断できる基準を課税ベースとして税額を算定する課税方式のことで、平成16年度から資本金1億円超の法人を対象に導入されました。

これにより法人事業税は、会社が生み出した付加価値に税率を乗じて計算する⑦付加価値制(現行0・72%)、会社の資本金の額に税率を乗じて計算する④資本金制(同0・3%)、会社の利益(所得)に税率を乗じて計算する②所得割の3つに区分され、⑦付加価値制と④資本金制は「外形標準」、②所得割は「所得基準」となっています。

平成28年度改正では、⑦付加価値制と④資本金制の税率を引き上げる代わりに、②所得割の税率を引き下げられます。付加価値制と資本割は、会社が黒字かどうかに関係なく支払わなければならない税金といえ、赤字企業にとっては増税といえます。

●地方経済底上げの改正も

そのほか、中小企業に影響が及ぶ改正としては、中小企業が新たに購入する機械および装置(160万円以上)にかかる固定資産税を50%軽減する制度の創設があります。

また、安倍政権は、国内総生産(GDP)を600兆円に引き上げる目標を掲げています。そのためには都市部だけでなく、地方の経済の底上げが欠かせず、その一

環として法人住民税率(地方税)と地方法人税率(国税)が見直されます。

法人住民税には法人税額に税率を乗じて計算する「法人税割」と、資本金の額などを基準にして計算する「均等割」があります。したがって、法人税の支払額が多い会社や資本金の額が大きい会社、つまり規模の大きな会社が多く集まる都道府県に法人住民税が集中し、首都圏・関西圏・中京圏とそれ以外の自治体との間の格差が広がってしまいます。

そこで法人住民税を引き下げ、その分を地方法人税として集めて法人住民税の少ない自治体に分配することを目的に、法人住民税率を引き下げる代わりに地方法人税率を引き上げることになりました(納める税金の比率が変わるだけで税額は変わらない)。

以上、ポイントを見てきましたが、次ページからは、特に企業にとって影響が大きい改正を取り上げ、アドバイスのポイントを紹介していきます。